

第2章 基本目標②安心して暮らせるしくみを強化する

基本目標② 安心して暮らせるしくみを強化する

1. 地域を支える体制の強化	(1)地域包括支援センターの適切な運営 ★(2)地域包括支援センターの機能強化
2. 認知症高齢者への支援	★(1)普及啓発・本人発信支援 (2)認知症の予防 ★(3)医療・ケア・介護サービス・介護者への支援 (4)認知症バリアフリーの推進・若年性認知症の方への支援
3. 虐待防止・権利擁護等の推進	(1)高齢者虐待防止への取組の推進 (2)権利擁護事業の推進
4. 見守り合い、支え合える地域への取組	(1)見守り・支え合いの充実 (2)介護に取り組む家族等への支援 (3)防災・防犯対策の充実
5. 在宅医療・介護の連携による在宅療養の推進	★(1)在宅医療・介護連携の推進 (2)在宅療養、ACPの普及・啓発
6. 高齢者の住まいや移動手段の確保	(1)住まいの確保の支援 (2)情報提供の充実 (3)交通・移動手段の確保

※重点施策に★をつけています。

1. 地域を支える体制の強化

本市の高齢化率等の伸びは著しく、特に今後は後期高齢者の割合が増え、高齢者の単身世帯や高齢者のみ世帯、認知症高齢者の増加が予測される中、生活支援のニーズも増大していくことが想定されます。

近年の傾向として、コロナ禍による地域とのつながりの希薄化、地域の見守り機能の低下、それに伴うフレイル状態の悪化や虐待件数が増加している現状があります。また医学の進歩の影響もあり、医療を受けながら地域で暮らす方が増加し、それに伴う福祉サービスに対するニーズも増大しています。更に複数分野の課題を抱えるケースが増えており、支援の困難化が見られています。

このため、本市では、高齢者が生活支援や介護を必要とする状態になっても、住み慣れた地域で自分らしい暮らしを人生の最期まで続けることができるよう、住まい・医療・介護・予防・生活支援が一体的に提供される地域包括ケアシステムを推進しています。

本計画では、団塊の世代が75歳以上となる令和7年（2025年）、現役世代が急減する令和22年（2040年）を見据えて、これまで推進してきた「多摩市版地域包括ケアシステム」を更に深化し、高齢者を含めた地域住民や世帯全体の複雑化・複合化した個別課題や地域課題に対応する包括的な福祉サービスの提供体制の整備と、住民同士が支え合いながら自分らしく活躍できるコミュニティを育成し、助け合いながら暮らすことのできる安定的な地域共生社会を目指しています。

(1) 地域包括支援センターの適切な運営

地域包括支援センターは「地域包括ケアシステム」の中核機関として、総合相談支援業務、権利擁護業務、包括的・継続的ケアマネジメント支援業務のほか、第1号介護予防支援事業を一体的に実施しています。さらに地域包括支援センターの総合相談機能と「在宅医療・介護連携の推進」「生活支援体制の充実」「認知症施策の推進」の事業と連携しながら地域包括ケアシステムを推進します。

また高齢化の進行に伴い、より身近な場所で相談できる出張相談などを検討し、地域の高齢者の状態にあわせて、丁寧に対応できる相談体制を検討していきます。

①地域包括支援センターの認知度の向上

《▼高齢支援課》

支援を必要とする高齢者だけでなく、高齢者を支える世代にも地域包括支援センターの機能と役割を理解してもらえるよう、介護予防の推進や担い手の発掘など、様々な機会を通じて周知し、地域包括支援センターの認知度を向上していきます。

地域包括支援センターが出張相談や介護予防事業等で地域に出向いていき、気軽に相談できる場所であることを周知していきます。

【地域包括支援センター】

	令和4年度		令和6年度	令和7年度	令和8年度
	目標	実績	目標	目標	目標
認知度	55.0%	—	45.0%	50.0%	55.0%

*多摩市市政世論調査ベース

②地域包括支援センター運営事業評価の実施

《▼高齢支援課》

地域包括支援センターが抱える課題や目標を明確にし、基幹型地域包括支援センターと連携しながら、高齢者を総合的に支援するために、地域包括支援センター運営事業評価を行っています。評価項目については、国の保険者機能強化推進交付金及び介護保険保険者努力支援交付金の評価指標を踏まえ市独自の項目を作成し、毎年見直しを行い、よりよい運営を目指します。また、基幹型地域包括支援センターと地域包括支援センターの双方向で評価することで、連携強化に取り組み、高齢者の総合相談窓口機能の充実を目指します。

③総合相談支援業務の実施

《▼高齢支援課》

高齢者本人や家族のほか、関係機関からの紹介など、様々な機会を通して、医療や介護、

生活にかかる様々な相談に応じ、高齢者が住み慣れた地域で、安心してその人らしい生活が継続できるように支援します。また出張相談等で相談体制を拡充して、本人や家族の意思を尊重し、地域における適切な保健・医療・福祉サービスの調整、関係機関または制度の利用促進、インフォーマルな地域資源の活用等の支援を総合的に進めます。

④権利擁護業務の実施

◀▼高齢支援課▶

高齢者が地域で安心して尊厳のある生活を行うことができるよう、高齢者の状況に合わせて権利擁護センター（多摩市社会福祉協議会）と連携し、成年後見制度等の活用促進を行うほか、消費者被害防止への対応、高齢者虐待への対応など専門的・継続的な視点から支援していきます。

⑤包括的・継続的ケアマネジメント業務の実施

◀▼高齢支援課▶

高齢者への途切れない支援を行うために介護支援専門員、主治医、地域の関係機関等と連携し、個々の高齢者の状況や変化に応じた自立支援に基づくケアマネジメントを実施します。個別の課題を明らかにし、本人、家族、関係者での合意形成を図り地域包括ケアシステムを実現するため、地域ケア会議を活用し介護支援専門員への支援等を行います。

●多摩市の地域ケア会議について

地域ケア会議は、高齢者本人に対する支援の充実とそれを支える社会基盤の整備を同時に推進することにより、地域包括ケアシステムを構築していくための重要な方法です。地域包括支援センター及び市が「個別地域ケア会議」や圏域ごとの「地域課題会議」を実施し、高齢者の自立支援・生活の質の向上を目指します。

「8050問題」（高齢者とその子どもの世帯で、介護による様々な課題を抱える世帯）や「ダブルケア」（子育てと親や親族の介護を同時に担う状態）などの複合的な課題を抱えた事例を多職種で検討することで困難なケースの解決を図ります。

さらに、圏域ごとでは解決できない課題は「地域課題ネットワーク会議」において検討し、必要な資源開発や地域づくりにつなげていきます。

地域ケア会議は、自立支援マネジメント会議の見直しを行い、令和5年度から各地域包括支援センターで主催する形式に改め、質の向上を図りました。

【地域ケア会議】

	令和4年度		令和6年度	令和7年度	令和8年度
	目標	実績	目標	目標	目標
個別地域ケア会議開催数	—	57件	45件	50件	55件

*令和5年度より開催方法と目標値の見直しを行いました

●多摩市の地域ケア会議の種類について

A：個別地域ケア会議

名称	目的	参集者
本人同意ありの 個別地域ケア会議	地域の支え合い、見守りが必要な方への支援を、本人家族を交え考える会	本人家族、地域の関係者、地域包括支援センター、関係専門職など
本人同意なしの 個別地域ケア会議	支援の難しい方への対応を様々な専門機関と考える会	地域包括支援センター、関係専門職など
自立支援 ケアマネジメント会議	様々な職種が専門的な視点を持ち寄り、高齢者の自立支援・生活の質の向上を考える会	行政、地域包括支援センター、様々な専門職など

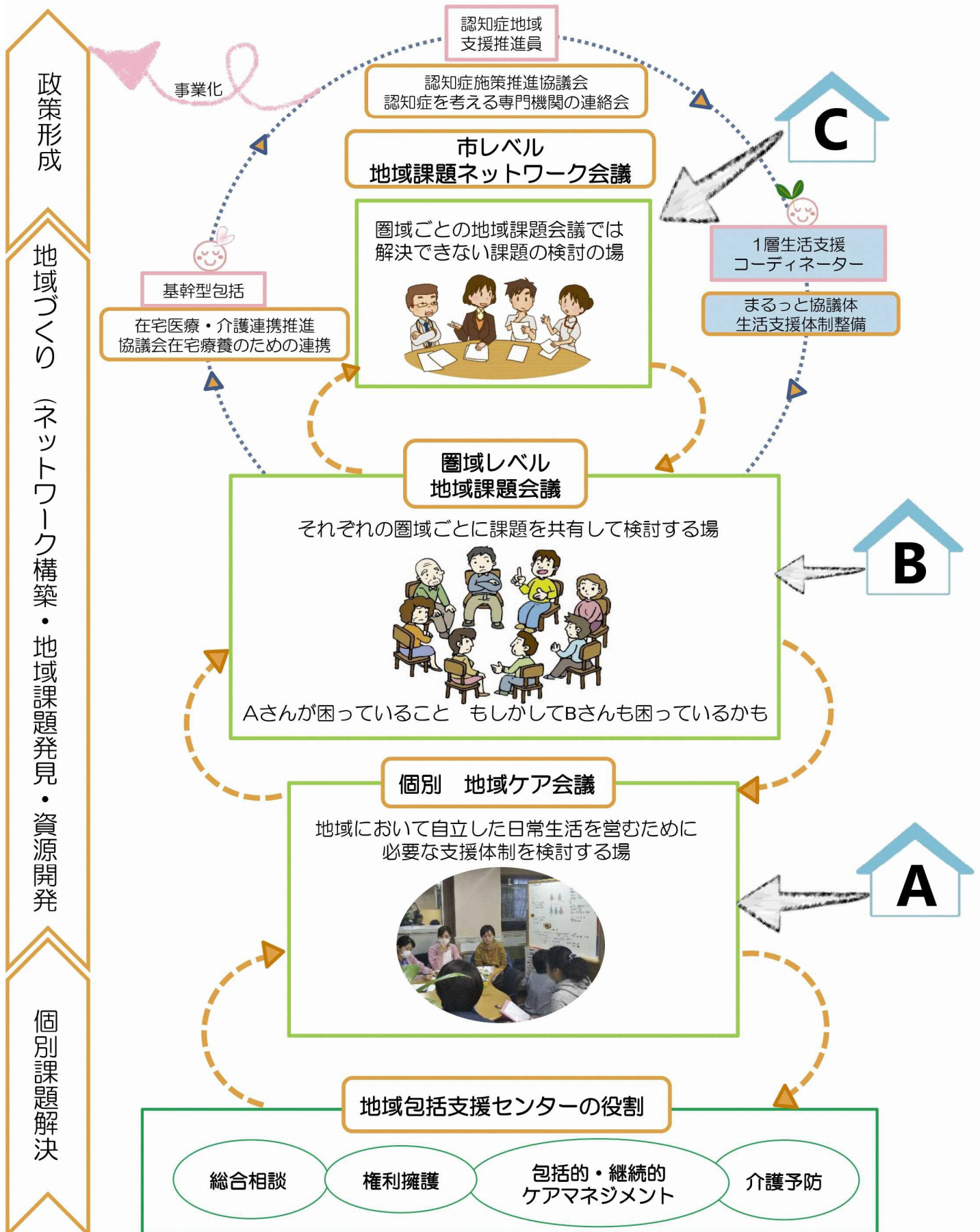
B：圏域レベル 地域課題会議

名称	目的	参集者
地域課題会議	地域の課題を共有し検討する会	地域住民、地域関係者、地域包括支援センターなど

C：市レベル 地域課題ネットワーク会議

名称	目的	参集者
地域課題 ネットワーク会議	圏域ごとの地域課題会議では解決できない課題を検討する会	行政、地域包括支援センター、生活支援体制整備事業を含む関係者など

多摩市 地域ケア会議イメージ図



(2) 地域包括支援センターの機能強化

地域包括支援センターは、「地域包括ケアシステム」の中心として重要な役割を果たしています。平成28年に、地域包括支援センターの担当地区をコミュニティエリアに合わせ5か所に再編し、地域包括支援センターの後方支援機関として、高齢支援課に基幹型地域包括支援センターを設置しました。あわせて、認知症施策を重点的に推進する「認知症地域支援推進員」を各地域包括支援センターに配置しました。

地域包括支援センターについては、市民の認知度向上を図り、相談者の利便性の向上及び増大するニーズに対応するため業務効率性の向上が必須です。

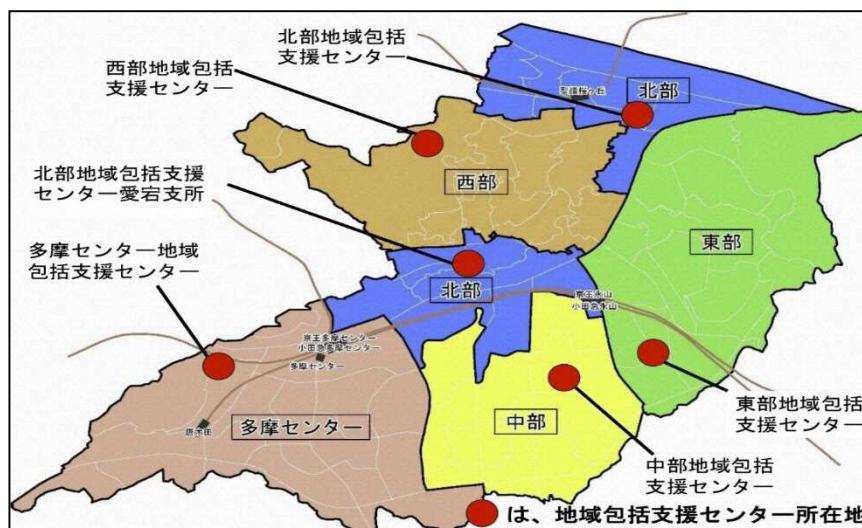
そのため、高齢者人口の推移や地域の状況を踏まえ、相談者の利便性に配慮した場所への移転や支所の設置、会議体や業務手順の見直し、コロナ禍における地域包括支援センター見守り名簿の作成、Web 会議システムの導入等を実施し、業務の効率化や機能強化を図ってきました。

なお、平成28年に基幹型地域包括支援センターを設置した当時と比べて、現在では基幹型地域包括支援センターで担っていた業務を、地域包括支援センターで実施している業務もあるため、今後は地域包括支援センターと基幹型地域包括支援センターの役割を見直し、整理を進めて、連携を強化してより地域に密着した支援を行っていきます。

今後も地域包括支援センターに求められる役割は増大することが考えられ、地域の公共施設等とも連携を強化し、相談のニーズに応じた業務の手法や手順の見直し、支所の設置や職員の配置等を総合的に検討し、包括的支援のための横断的な相談体制である「多摩市版地域包括ケアシステム」を関係課と連携・協働しながら推進していきます。

【地域包括支援センター移転の経過】

時期	地域包括支援センター	移転先
平成28年10月	中部	永山団地名店街
平成30年5月	北部	健康センター
令和元年10月	東部	諏訪複合教育施設
令和3年9月	北部包括愛宕支所	愛宕第一住宅事務所棟



2. 認知症高齢者への支援

本市ではこれまで、国が策定した認知症施策推進大綱（令和元年6月）を基に、認知症になっても希望を持って日常生活を過ごせる社会を目指し、認知症の方や家族の視点を重視しながら「共生」と「予防」を車の両輪として、認知症になっても安心して暮らせる環境の構築を進めてきました。

2025年には65歳以上の20%（5人に1人）が認知症になると見込まれています。

そのような状況のなか、認知症の方が尊厳を保持しつつ、希望を持って暮らすことができるよう、令和5年6月14日に「共生社会の実現を推進するための認知症基本法」が成立しました。

この法律の基本理念は、①認知症の方の意見表明や社会参画の機会確保、②良質かつ適切な保健医療・福祉サービスの提供、③家族への支援などが掲げられています。また地方公共団体は、国との適切な役割分担を踏まえて、その地方公共団体の地域の状況に応じた認知症施策を総合的かつ計画的に策定し実施する責務を有するとされています。

今回成立した「共生社会の実現を推進するための認知症基本法」を見据え、また下記の表から多摩市の認知症高齢者は今後も増加することが予想され、地域の実情に応じた施策の展開が重要であると考え、本市が進める健幸まちづくり・多摩市版地域包括ケアシステムに合わせた取組を推進していきます。

また認知症の方への支援を重点的に検討する「認知症施策推進協議会」を令和5年度に設置し、認知症である方やその家族の意思が尊重され、住み慣れた地域で共に生活を送ることができるよう、支援体制の整備等、認知症に関する施策の推進について検討し、より良い支援につながるよう努めます。

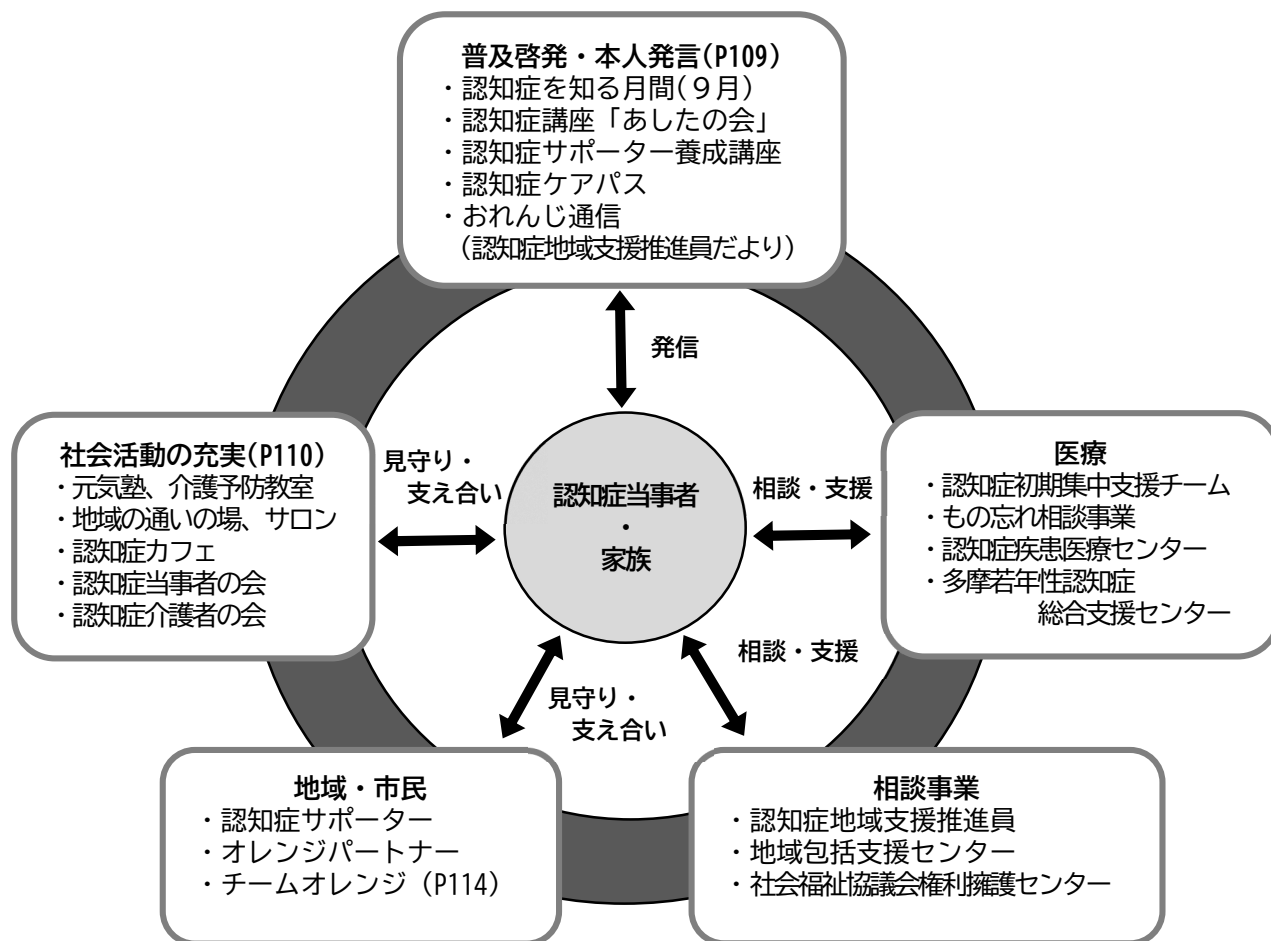
【国の認知症施策推進大綱の5つの柱と多摩市の推進の方向性】

認知症施策推進大綱の5つの柱	多摩市の認知症施策推進の方向性
普及啓発・本人発信支援	普及啓発・本人発信支援
予防	認知症の予防（発症・進行）
医療・ケア・介護サービス・介護者への支援	医療・ケア・介護サービス・介護者への支援
認知症バリアフリーの推進・若年性認知症の方への支援・社会参加支援	認知症バリアフリーの推進・若年性認知症の方への支援・社会参加支援
研究開発・産業促進・国際展開	—

【多摩市の認知症高齢者の状況の推移】（各年度4月1日現在）

年度	平成23年度	平成26年度	平成29年度	令和2年度	令和5年度
高齢者人口	30,596人	36,204人	40,429人	42,481人	43,360人
高齢化率	21.1%	24.5%	27.2%	28.5%	29.3%
日常生活自立度Ⅱ以上	1,937人	2,435人	2,860人	3,101人	3,192人
認知症有病率	6.4%	6.8%	7.1%	7.3%	7.4%

多摩市 認知症施策体系図



※認知症地域支援推進員

認知症の人にやさしい地域づくりを推進するために、各地域包括支援センターに1名ずつ「認知症地域支援推進員」を配置しています。

認知症の人の状態に応じて必要なサービスが適切に提供されるように、医療機関や介護サービス、地域の支援機関の間の連携支援や、その家族を対象とした相談業務のほか、社会資源の創出や普及啓発等を行いながら、認知症の人にやさしい地域づくりを目指します。

(1) 普及啓発・本人発信支援

認知症は誰もがなりうることから、認知症の方や介護者家族がより良い環境で、自分らしく暮らし続けるために、認知症の方が尊厳と希望を持って生活できる環境を整えます。

また、認知症への理解を深め、認知症があってもなくても同じ社会の一員として生き、認知症の方及びその家族が住み慣れた地域で共に生活ができる地域を目指します。

①認知症に関する普及・啓発

◀▼高齢支援課▶

認知症の正しい理解を深め、予防につながるように、令和5年度から認知症の豆知識や、関係機関や市民へのインタビュー等を掲載した「おれんじ通信」を発行しています。

また毎年9月には「認知症を知る月間」として、公民館でのパネル展示や図書館での関連図書紹介を行っています。

認知症に関する基礎情報や相談先、医療機関一覧等が記載された「認知症ケアパス」を作成し、普及啓発を行うとともに、市民が認知症を正しく理解し、認知症の方や家族に対して温かく見守る応援者を養成する「認知症サポーター養成講座」を引き続き実施します。

小・中学生、高校生や大学生、民間企業等にも認知症サポーター養成講座の受講を広め、認知症の人を地域全体で支える仕組みづくりを推進します。

さらに、高齢者の通いの場に対する普及啓発を目的に、「認知症があってもなくてもほっとできる通いの場」の取組を実施し、認知症の理解を促進することで、認知症になっても地域とのつながりを持ち続け、住民同士が支え合い・見守り合うことのできる地域づくりを進めていきます。



啓発冊子「多摩市認知症ケアパス」



認知症サポーター養成講座（小学生）



9月の認知症を知る月間パネル展示

②認知症の人、本人からの発信支援

《▼高齢支援課》

認知症の本人からの発信の機会を支援するため、認知症講座「あしたの会」などの講座等で本人が登壇する機会を設けるなど、地域で暮らす当事者とともに普及啓発に取り組みます。

また、認知症当事者の会、認知症介護者の会等を通じて、自身の希望や不安などを共有できる場を確保し、認知症を自分事として捉えていただけるように、具体的な事例を通して、当事者や家族より、認知症の診断に至った経過、認知症を受け止める心情や生活上の変化などについて語っていただき、認知症の方を地域全体で支える仕組みづくりを行っていきます。



令和4年度開催
認知症講座
「あしたの会」の様子

(2) 認知症の予防

認知症は、誰もがなり得るものです。よってここでいう予防とは、「認知症にならない」というのではなく、「認知症になることを遅らせる」「認知症になっても進行を穏やかにする」ことを指します。このことを目指し、地域において高齢者が身近に通える場を拡充するとともに、認知症の人のみならず、年齢に拘らず高齢者全般を対象にしている社会参加活動・学習等の活動の場も活用し、認知症予防に資する可能性のある活動を継続します。

また新型コロナウイルス感染症の影響もあって、一人暮らし高齢者の孤立を防止する取組が重要であると考え、「認知症があってもなくてもほっとする通いの場」の取組を地域のグループや市民の皆様とともに推進します。

①社会参加活動等の充実

《▼高齢支援課》

運動不足の改善、糖尿病や高血圧等の生活習慣病の予防、社会参加による社会的孤立の解消や役割の保持が、認知症予防に資する可能性があるといわれています。このことから、地域で高齢者が身近に通える地域介護予防教室・うんどう教室・近所 de 元気アップトレーニング・サロンなどの住民主体の通いの場のさらなる拡充を図るとともに、認知症の方に限らず、一般市民を対象にしている社会参加活動や学習の場も活用し、認知症があっても、なくても今までの自分らしい生活を維持継続していくために単に「支える側と支えられる側」に留まるのではなく、認知症の方が役割を持って互いに支え合いながら自分らしく生活できる地域を目指します。

【(再掲) 介護予防に資する住民運営の通いの場（おおむね週1回以上定例開催）団体数・参加率】

	令和4年度		令和6年度	令和7年度	令和8年度
	目標	実績	目標	目標	目標
介護予防通いの場	150 団体	161 団体	170 団体	180 団体	190 団体
	達成率 107%				
	参加率 7.3%		7.5%	7.7%	8.0%
参加者数	2,400 人	3,173 人	(目標人数 3,320 人)	(目標人数 3,450 人)	(目標人数 3,620 人)

※参加率=高齢者人口に対する参加者実数

②社会参加への支援

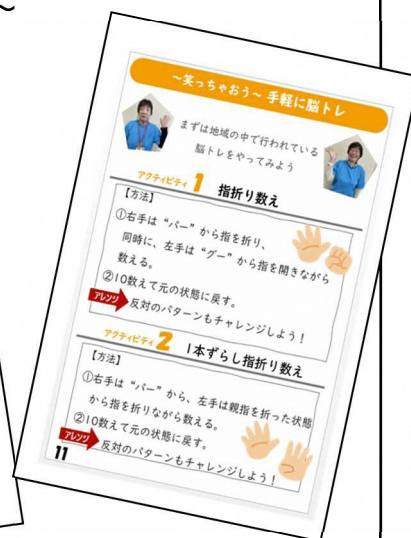
認知症の方のニーズを把握しながら、今まで参加していた住民主体の通いの場、地域活動などの通い慣れた居場所に引き続き参加したり、認知症カフェ（認知症の方や家族、地域住民、専門職等が相互に情報を共有し、お互いを理解し合う場）や、認知症当事者の会に参加することにより、認知症の方が生きがいを持って生活ができるよう、社会参加への支援を推進します。

●多摩市の認知症カフェ（令和6年4月時点）

名称	原則の開催日	開催場所
すみれカフェ えがお	毎月第3金曜日 15:00~16:30	カフェ・シナモン
ふらっとカフェ	毎月第2土曜日 12:00~15:00	ふらっと麻の葉 (鶴牧商店街内)
からきだ匠カフェ	毎月第4水曜日 14:00~16:00	プラネットカフェ
カフェ・愛宕	毎月水曜 10:00~12:00	コミュニティプレイスあたご

○コラム ～認知症があってもなくてもほっとする通いの場～

認知機能の低下を緩やかにすることや地域で支え合える仲間をつくることなどを目的に、令和4年より「認知症があってもなくてもほっとする通いの場」の取組を行っています。
この取組は、高齢者の通いの場を対象に、認知機能の維持に効果的なプログラムを紹介し、リハビリテーション専門職が定期的に訪れて、活動を支援しています。



取組で使用する啓発冊子

(3) 医療・ケア・介護サービス・介護者への支援

認知機能低下のある方や認知症の方に対して、早期発見・早期対応が行えるよう、かかりつけ医、地域包括支援センター、認知症地域支援推進員、認知症初期集中支援チーム、認知症疾患医療センター等との連携強化を図り、支援します。

認知症の方や家族介護者等が集う認知症当事者の会「みらいの会」、認知症介護者の会「いこいの会」、認知症カフェ等と連携し、介護の現状や当事者の声などを聞くことによって、介護者家族等の負担軽減に取り組みます。

①認知症の早期発見・早期対応

◀▼高齢支援課▶

すべての地域包括支援センターに「認知症地域支援推進員」を配置し、「多摩市版認知症ケアパス」の作成や、認知症カフェの支援等を行っていきます。

また「多摩市認知症地域支援推進員活動ハンドブック」を作成し、認知症地域支援推進員の質の評価や向上を図り、地域で暮らす認知症高齢者の支援を行っています。

認知症高齢者に対し、よりよい支援や早期対応には、地域の関係機関との日頃からの連携が必要であることから、令和5年度に多摩市認知症施策推進協議会を立ち上げ、認知症の方やその家族の意思が尊重され、住み慣れた地域で共に生活を送ることができるよう、検討を開始しました。この協議会では、認知症当事者の会や認知症介護者の会、地域の関係機関がメンバーとなり、地域の実情に合った認知症施策について話し合っています。

②もの忘れ相談事業の実施

◀▼高齢支援課▶

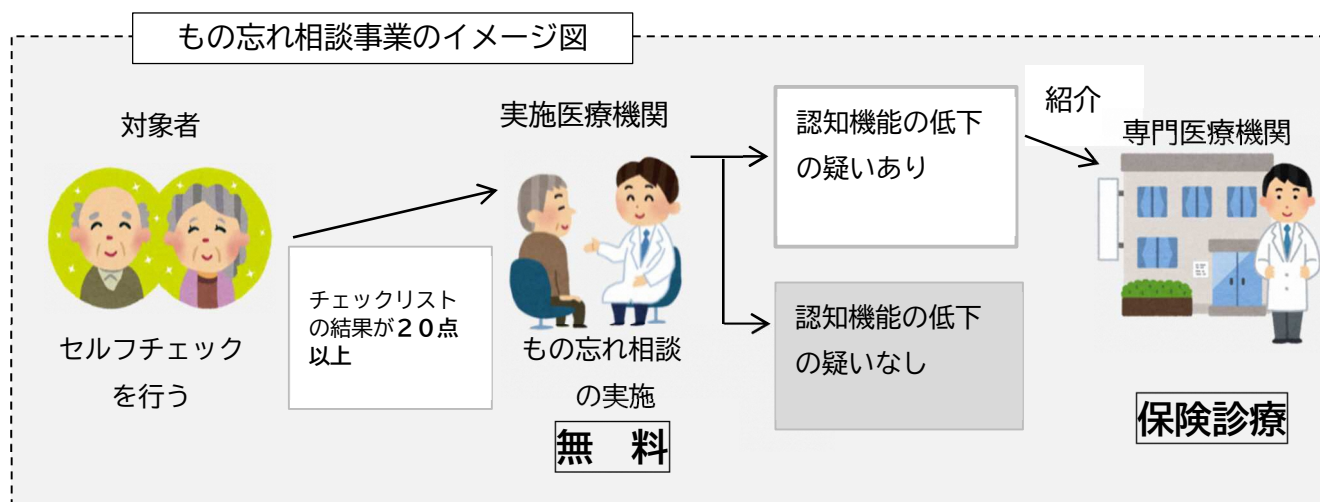
日常生活への支障や医療の必要性がともに低い層に対してアプローチし、認知症の早期発見・早期対応をするため、「多摩市もの忘れ相談事業」を実施しています。

この事業はまず、対象者自身でセルフチェックを行ったあと、医療機関を受診し、認知症検査等を行った中で、必要な方には専門医へつなげていくというものです。

認知症予備軍といえる高齢者を介護予防の活動につなげることで、認知症の発症を遅らせること、生活機能の保持を図ることを目的としています。

受診者には「認知症ケアパス」を配布するなど、認知症に関する正しい知識の普及啓発も同時に行います。受診の結果、専門医療機関の受診が必要でない方にも、必要に応じて地域包括支援センターが支援にあたります。

また多摩市医師会の協力を得て、認知症に関する研修会を行うことで、かかりつけ医が認知症の早期発見・早期対応、軽度認知障害に関する知識などを習得する機会となり、認知症の本人や家族が小さな変化を感じた際に相談できる体制を整えます。



③認知症の人の介護者の負担軽減の推進

◀▼高齢支援課▶

認知症当事者の会、認知症介護者の会等の開催により、認知症の方やその家族が、地域住民や専門職等と相互に情報を共有し、お互いを理解し合う場となっています。

認知症の方の家族等が、認知症を正しく理解し、適切に対応できるよう、認知症初期集中支援チームによる家族支援や、認知症疾患医療センター等における家族教室、家族同士のピア活動などを通して、認知症と診断された後の本人・家族等に対しても支援していきます。

④認知症高齢者等位置情報サービス等の実施

◀▼高齢支援課▶

徘徊する可能性のある方に対して、現在地が判明するGPS位置情報端末機や身元確認または緊急連絡先の分かるキーホルダーを貸与しています。

また、認知症の方の所在が分からなくなった場合には、あらかじめ家族などから依頼されている情報を、多摩市が運用するメール等により配信し、高齢者の速やかな発見と保護につなげています。

○コラム TAMA 認知症介護者の会「いこいの会」 認知症当事者の会「みらいの会」

◎「いこいの会」は平成15年3月に発足しました。認知症の方を介護している家族が集い、介護についての悩みを本音で語り合い、家族として本人への接し方を探りながら、認知症の当事者とともに歩む介護者の会です。

◎「みらいの会」は、認知症当事者の会として平成29年5月に発足しました。当事者同士が、これまでの体験や現在の状態、今やっていることやこれから何がやりたいのか自由に話して、前を向いて生きて行く道を探っています。

みらいの会に参加いただいている方が、認知症に関する講演会等に、当事者として登壇いただく等、活躍の場も増えてきています。

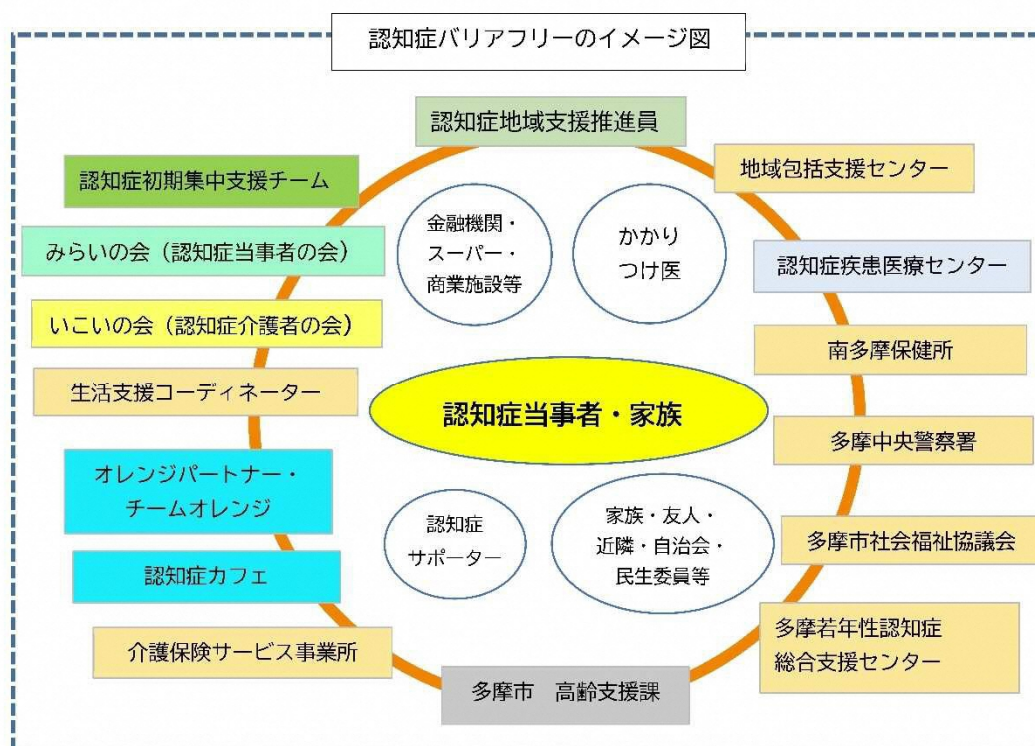
(4) 認知症バリアフリーの推進・若年性認知症の方への支援

認知症になっても、できる限り住み慣れた地域で暮らし続けるための障壁を減らすなど、「バリアフリー」の意識を持つことが重要です。生活の様々な場面において、環境の整備に努めるとともに、認知症の方とその家族が、住み慣れた地域で安心して生活できる取組を推進します。

①「チームオレンジ」の整備

《▼高齢支援課》

「チームオレンジ」とは、認知症の人が住み慣れた地域で自分らしく暮らし続けることができるよう、認知症の人や家族の悩み・生活支援ニーズ等とオレンジパートナーを繋ぐ仕組みです。認知症の方や家族の支援ニーズの把握や、オレンジパートナーによる支援内容の調整をしながらチームで支援をしていきます。認知症の本人と家族もメンバーとして参加することで、地域とのつながりの継続、社会参加や居場所のきっかけとなることを目指します。



チームオレンジイメージ図

②若年性認知症への支援

《▼高齢支援課》

若年性認知症の方と家族の支援のために、専門機関（東京都多摩若年性認知症総合センター等）と認知症地域支援推進員との連携を進めるとともに、若年性認知症の理解の促進や本人の外出、社会参加等の活動支援等、地域の実情に応じた効果的な取組を推進します。

3. 虐待防止・権利擁護等の推進

高齢者が、住み慣れた地域において健康で自分らしく生活していくために、利用するサービスや支援を自らが選択し自己決定できるよう、意思決定支援をすすめるとともに、高齢者虐待防止のための対応や成年後見制度や地域福祉権利擁護事業の活用を促進していきます。

被虐待者が第三者に虐待されている事実を訴えることは難しいことから、いつでも柔軟かつ迅速に対象者を保護できるような体制を強化し、財産管理や契約行為等において不利益を被らないよう、多摩南部成年後見センターや中核機関である社会福祉協議会権利擁護センターと連携し、今後、支援していきます。

今後、親族等が後見人を務めることが困難で、成年後見制度を必要とする高齢者の増加を見据え、地域福祉の視点を踏まえた権利擁護を推進していきます。

(1) 高齢者虐待防止への取組の推進

高齢者虐待が疑われる状況が増加し、特に認知症高齢者に対するネグレクトや金銭搾取が増えており、在宅生活が困難になる人も見られます。高齢者の権利擁護のために適切な対応を図り、高齢者や養護者から虐待の状況把握を行い、虐待予防に向けた介入や、関係機関と連携・協力しながら対応します。また状況に応じ、老人福祉法による措置の実施や、成年後見制度を活用するなど、適切に権限行使を行います。

①相談・対応機能の拡充

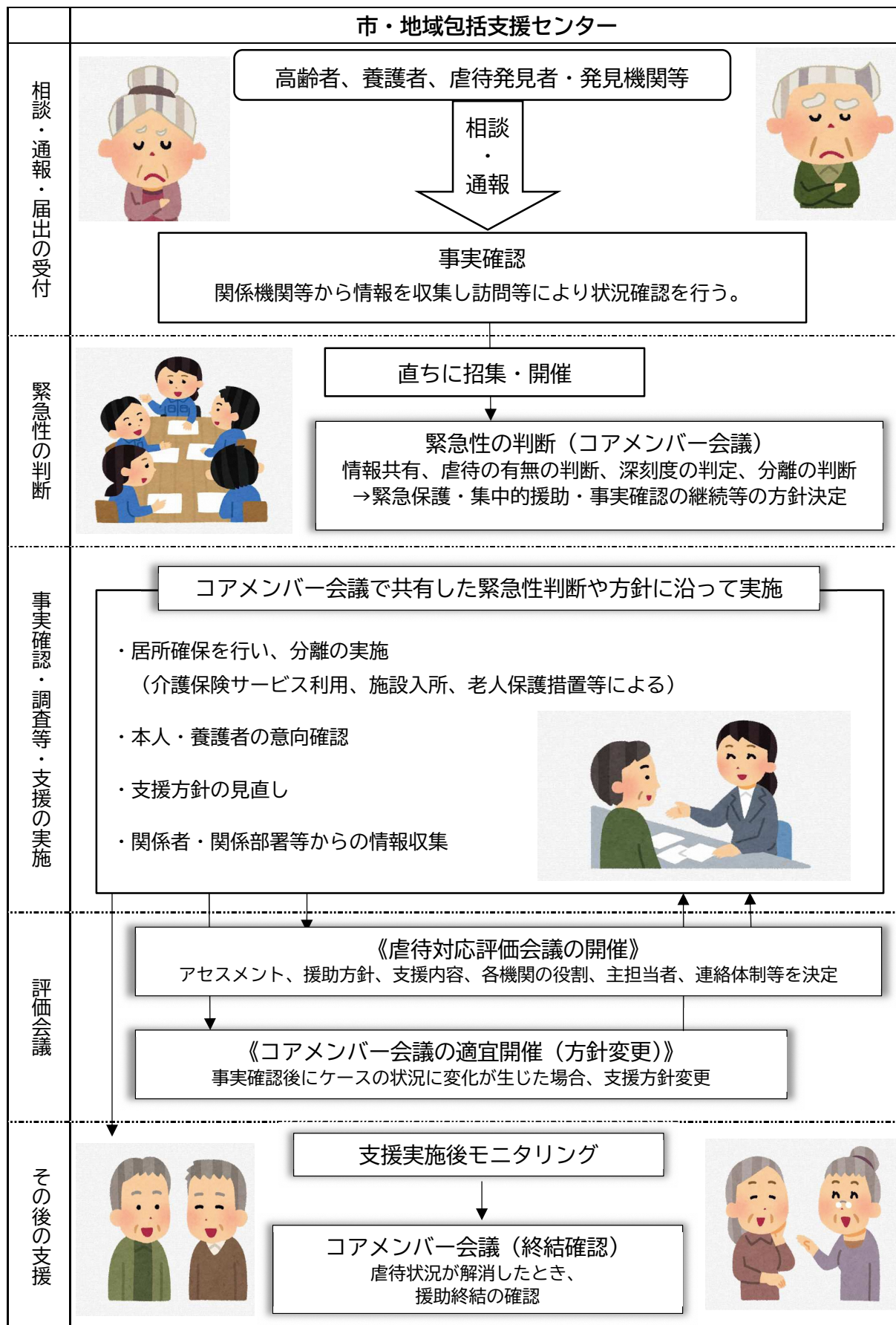
◀▼高齢支援課▶

高齢者虐待に気づいた場合、躊躇^{ちゅうちよ}することなく相談できる警察、介護保険事業者、医療機関、民生委員をはじめとする関係機関の協力により、事実確認及び緊急性を判断し、迅速かつ適切な対応を図ります。介護者に対する相談支援の充実を図り、認知症に対する正しい理解や介護知識の普及等、過度な介護負担や不適切な介護による虐待を防止していきます。

また、介護支援専門員やその他介護サービス事業所等に対し、地域包括支援センターが高齢者虐待対応についての研修を実施し、地域全体で正しい知識をもって、迅速かつ協力し合って支援ができるような体制を構築します。

「多摩市高齢者虐待対応マニュアル」を地域包括支援センターとともに見直しを行い、地域包括支援センターや支援者のスキルアップに取り組みます。

虐待対応フロー図



(2) 権利擁護事業の推進

①多摩南部成年後見センターによる後見業務の実施・充実

«▼福祉総務課»

近隣5市で、共通する課題に広域的に取り組む中核機関である多摩南部成年後見センターにおいて、身寄りがない、経済的に困窮性がある等、福祉的な配慮が必要な方に、法人後見を実施します。

また、同センターにて市民後見人(社会貢献型後見人)の育成、活動支援を行い、案件に応じて適切な後見業務が行えるよう担い手の確保に努めます。

②成年後見制度の普及啓発

«▼福祉総務課»

身近な地域の相談支援を行う中核機関と位置付けた多摩市社会福祉協議会権利擁護センターにおける、成年後見制度に関する相談機能の充実を図ります。また、さらなる普及・啓発に向け、研修会や講座等に加えて広く市民に向けた広報を行っていきます。

③地域福祉権利擁護事業の推進

«▼福祉総務課»

権利擁護支援の中核を担う社会福祉協議会権利擁護センターでは、認知症や精神障がい等により、日々の金銭管理や大切な書類の保管等、日常生活を営むのに支障がある方に対し、本人と社会福祉協議会の契約により、福祉サービスの利用に関する相談・助言や、手続き・支払い等の援助を行う地域福祉権利擁護事業を実施します。

④権利擁護センターとの連携

«▼福祉総務課»

多摩市における中核機関である多摩市社会福祉協議会権利擁護センターが、高齢者の権利擁護や成年後見制度利用の相談窓口の役割を担いつつ、市は同センターと協働・連携してチームでの支援体制を構築します。

○コラム 社会福祉協議会権利擁護センター

社会福祉協議会権利擁護センターは、成年後見制度をはじめとした権利擁護に関する事業の周知・啓発を図るとともに、アウトリーチを含む相談や成年後見人支援、福祉サービス利用支援事業等を行います。

4. 見守り合い、支え合える地域への取組

行政や医療・福祉の関係者だけではなく、住民同士の支え合いを高め、地域の力を結集した見守り、支え合いの仕組みを構築し、日常的に高齢者と接する地域の人たちや市内公共施設、店舗、事業者等が高齢者の様子の変化に気づき、行動できるような地域づくりを目指します。

血縁や地縁などの関係が、昔に比べて薄れつつある今日、日常生活や介護に不安を抱く高齢者・認知症高齢者に対し、孤立を防ぎ、日常での様々な問題の早期発見ができる見守り・支え合いへの取組を行います。

(1) 見守り・支え合いの充実

①見守りのネットワークの構築

《▼福祉総務課、高齢支援課》

多摩市、地域包括支援センター、高齢者見守り相談窓口、社会福祉協議会、自治会・管理組合、民生委員、NPO、老人クラブ、地域見守り協力事業者等、様々な関係機関や団体が情報の共有と連携を図り、地域福祉の推進を積極的に進めていくための場づくりを構築・充実させていくことを支援しながら、見守りのネットワーク構築を進めます。

また、地域住民が主体的に活動し、声かけなどを通じて、地域全体で高齢者を見守り、支えていく仕組みを推進し、見守りの担い手による地域の見守りと異変の早期発見、支援へとつなげていく体制を構築していきます。

②見守り活動拠点の支援

《▼高齢支援課》

地域におけるゆるやかな見守り活動を推進していくため、生活支援コーディネーター等と連携を図りながら、地域における通いの場など見守りの拠点づくりを進めています。

「近所 de 元気アップトレーニング」や「ふれあいいいきサロン」など、地域住民の活動を支援していくことで、住民同士の見守り機能を強化し、孤立しない地域づくりを推進していきます。

③見守り相談窓口の設置

《▼高齢支援課》

令和3年9月、北部地域包括支援センター愛宕支所の開設とともに、北部高齢者見守り相談窓口を併設し、高齢者見守り相談窓口は市内に2か所になりました。

高齢者見守り相談窓口では、相談業務の他、単身世帯・高齢者のみ世帯に対する戸別訪問による実態把握調査、「見守り協力員」や見守り窓口相談員による見守り活動の実施、地域住民や関係者との連絡会による見守りネットワークの構築を推進しています。

また、令和5年度より中部高齢者見守り相談窓口が出張して相談を受けるなど、地域における身近な相談窓口としての機能を果たしています。

近年増加している8050問題等、地域における複雑化した課題にも対応できるよう、実地把握調査の対象等を見直すなど、見守り業務の効果的な方法の検討を進めていきます。

④見守り協力員による見守り・支え合いづくり

《▼高齢支援課》

地域でゆるやかに高齢者を見守る「見守りサポーター」から、一步進んだ定期的な見守り活動を行う「見守り協力員」を養成しています。

「見守り協力員」は、地域の高齢者の孤立を未然に防ぎ、住民が主体的に活動することで、地域全体で高齢者を見守り、支えています。

より多くの住民に「見守り協力員」として活躍いただけるよう、広く周知を行うとともに、協力員のネットワーク構築を推進していきます。



見守り活動の様子

⑤緊急通報システム事業の実施

《▼高齢支援課》

日常生活上、常時注意が必要なひとり暮らし高齢者等の緊急時に対応するため、位置探索システムによる24時間体制で高齢者の位置情報の確認と、利用者の希望により実施する現場急行サービスを併設する民間事業者による緊急通報システムを引き続き提供します。

(2) 介護に取り組む家族等への支援

介護者の方の身体的・精神的負担を軽減するとともに、高齢者本人と家族が地域とつながり、自宅で安心して療養生活が送れるように、医療・介護の専門機関、地域包括支援センター、社会福祉協議会等が、それぞれの専門性を活かして、介護者へ働きかけることにより、学習の場や相談の機会を提供する仕組みを作ります。併せて、介護や在宅療養についての地域の人々の理解を進める普及啓発を進めます。

①社会福祉法人による地域貢献事業

《▼福祉総務課》

社会福祉協議会を窓口とし、多摩市内の社会福祉法人で構成するネットワーク連絡会で、市民の団体やグループの活動する場へ法人の職員を派遣し、介護や認知症等に関する専門的知識を生かした講座や相談会を実施する「地域出前事業」を行うほか、必要に応じ一部の法人施設にて一時的な車椅子の貸出を行います。

②家族・本人を支える福祉サービス

ア 日常生活用具の給付事業の実施

《▼高齢支援課》

介護保険の認定を受けていない身体機能の低下した高齢者に対し、必要と認める日常生活用具の給付を行います。介護保険制度の内容と整合性をとりながら、対象者に必要な支援を継続していきます。

イ 住宅改修費助成事業の実施

《▼高齢支援課》

介護保険の認定結果が自立と判定された方のうち、必要と認める身体機能の低下した高齢者に対し、居宅で安全に生活していくために、住宅改修に要する費用の助成を行います。

また、介護保険制度の内容と整合性をとりながら、対象者の見直しや費用の助成内容及び身体状況に合わせた住宅改修を行い、在宅高齢者の福祉の増進を図っていきます。

ウ おむつ支給・助成事業の実施

《▼高齢支援課・資源循環推進課》

寝たきりや認知症のため常時失禁の状態が3ヶ月以上継続し、おむつを必要としている高齢者に対し、在宅生活者には現物支給、入院中の高齢者には現金助成を行い、衛生の確保と介護者の負担軽減を図ります。

また、高齢者が利用した紙おむつを廃棄する場合は、高齢者やその家族の経済的負担を軽減するため、無料のおむつ袋を利用できます。

エ ごみ出しサポート事業の実施

《▼資源循環推進課》

介護保険の要介護または要支援の認定を受け、自身でゴミを出すことが困難な世帯で、別居のご家族や支援者が代わりにゴミ出しを行っている世帯を対象に、事前の申請に基づき、いつでもゴミ出し可能として、日々の負担軽減を図ります。



ごみ出しサポートの対象世帯がゴミ・資源容器に貼るシール

(3) 防災・防犯対策の充実

① 自主防災組織等の強化

《▼防災安全課》

「自分たちのまちは自分たちで守る」という精神を基本に、地域における防災組織の中核的存在である自主防災組織の新規結成を積極的に促進するとともに、支援の拡充・強化を図ります。

② 災害時要配慮者の支援

《▼防災安全課》

「多摩市地域防災計画」等に基づき、災害時に、適切かつ迅速に行動できない可能性のある災害時要配慮者である高齢者を守るため、自主防災組織及び防災関係機関等と協力・連携して、避難・救護体制の充実に努めます。

③ 社会福祉施設等との災害時の連携

《▼防災安全課》

社会福祉施設等が災害時の具体的な被害を想定し、関係機関への情報連絡・連携体制を整備し、施設職員等に周知するとともに、円滑な運用を行えるよう、平常時より連携していきます。

④ 個別避難計画の作成支援

《▼介護保険課》

令和3年の災害対策基本法の改正により、避難行動要支援者について、個別避難計画を作成することが市町村の努力義務とされました。要介護度の程度が高く、災害時のリスクが高い地域に住む被保険者について、福祉や医療関係者等の参画を得て、個別避難計画の作成の支援に取り組みます。

⑤多摩市安全安心ネットワークの登録団体の推進

《▼防災安全課》

高齢者等が地域で安心して暮らしていけるよう、「多摩市犯罪のない安全なまちづくり推進計画」に基づき、防犯意識の向上及び自主防犯活動への支援等に合わせて、多摩市安全安心ネットワークの団体登録への取組を推進します。

⑥消費者被害の対策

《▼コミュニティ・生活課》

高齢者が、悪質な商法や振り込め詐欺等により不利益を被らないよう、消費生活センターの出前講座等による啓発・相談体制を充実させるとともに、関係機関との連携を推進します。

5. 在宅医療・介護の連携による在宅療養の推進

高齢者の多くが住み慣れた地域で自分らしい生活を続けたいと望むなか、地域包括ケアシステムの構築を目指す取組の一環として、医療と介護を一体的に提供できる体制づくりが重要となっています。日常的な医学的管理と適切な介護を提供することで、自宅での療養生活を可能とする「在宅療養」を一層広げていく必要があります。これは、外来・入院医療と介護・福祉サービスが相互に補完することが、地域包括ケアシステムを支える不可欠の要素となっているからです。

高齢化の進展に伴い、何らかの病気を抱えながら生活する方が多くなるなか、医療・介護・行政の関係者で構成する多摩市在宅医療・介護連携推進協議会で、在宅医療の現状や課題の抽出して、今後の方向性を協議し、在宅医療・介護の連携を支援していきます。

(1) 在宅医療・介護連携の推進

①多摩市在宅医療・介護連携推進協議会

◀▼高齢支援課▶

地域の医療・介護連携を把握し、切れ目ない在宅療養生活を支援するため、医療・介護関係者の調整をはかり、円滑な協力体制を構築するため「多摩市在宅医療・介護連携推進協議会」を設置しています。協議会では、年度ごとに検討するテーマを設け、地域ケア会議等で抽出された地域課題と連動し、各委員が所属する組織の知見を生かして、医療・介護の連携に関する課題解決に向け取り組んでいます。特に、今後増加が予測される認知症高齢者の意思決定支援を含め、在宅療養を支えるための多職種連携は非常に重要と考え、引き続き、取り組んでいきます。

②多摩市高齢者在宅療養支援窓口の設置

◀▼高齢支援課▶

在宅療養支援窓口は身近な相談窓口として、医療・介護の相談に対応する専門機関や高齢者本人・家族を対象に、多摩市医師会に設置しています。支援窓口では、在宅で療養生活を送るための地域資源を把握し、電話等で寄せられた相談に応じています。また高齢者本人・家族の身体・生活状況をふまえ、今後も地域の方々が安心して自分らしい療養生活ができるよう、関係機関同士がよりよく連携し、在宅療養にかかる様々な課題や制度に対応することを目指します。

【多摩市高齢者在宅療養支援窓口】

	令和4年度		令和6年度	令和7年度	令和8年度
	目標	実績	目標	目標	目標
相談実件数	—	89件	105件	110件	115件

③高齢者の在宅療養にかかわる専門職向け研修会

《▼高齢支援課》

在宅医療の課題が複雑化するなか、様々な機関が実施する研修を整理し、多職種連携に必要な研修を協議会で協議・企画するため、「在宅医療・介護連携推進協議会研修部会」を開催しています。高齢者が安心して生活ができるよう在宅療養にかかわる医療職と介護職等すべての職種が、円滑に連携ができるように、専門職向けの研修を行っていきます。

専門職がお互いの専門性を理解し、顔の見える場としても、研修を充実させていきます。



在宅療養にかかわる
専門職向け研修会の様子

(2) 在宅療養、ACPの普及・啓発

①市民に向けた普及・啓発

ア 地域医療に関する普及・啓発

《▼健康推進課》

本市の医療資源は高度急性期・急性期から在宅・日常療養までそれぞれの機能を備えた医療機関があり、地域医療の機能分化を図り、連携を進めやすい環境にあります。

こうした恵まれた医療提供体制や入退院から在宅に向かう流れなど、医療・介護が連携して提供されるプロセスを分かりやすく広報することにより、市民の方々が自らの意思で必要な医療を選択することができるための支援をしていきます。

イ 在宅療養に関する普及・啓発

《▼健康推進課・高齢支援課》

療養生活を送る高齢者や家族にとって、自らの意思で生き方を選択することは重要です。そのため、医療・介護の専門職がチームとなり、高齢者の在宅療養を支えます。また、人生の最終段階の治療やケア、在宅での看取りについて理解を深めていくために、かかりつけ医の推進や、医師会・歯科医会・薬剤師会等専門機関と連携し、講演会等の開催、普及啓発のためのパンフレット等の配付及び広報紙・ホームページへの掲載など様々な形で、在宅療養について普及啓発を図っていきます。

ウ アドバンス・ケア・プランニング（ACP）の普及・啓発

《▼高齢支援課・健幸まちづくり推進室》

アドバンス・ケア・プランニング（ACP）とは、人生の最終段階で受ける医療やケアなどについて、本人と家族などの身近な人、医療や介護の従事者などが、事前に繰り返し話し合う取組のことです。

2018年には、厚生労働省において“人生会議”という愛称が付けられ、2023年現在もその普及啓発活動が盛んに行われています。

自分が病気や介護が必要になったときに、「自分はどう生きたいのか」をあらかじめ考え家族や親しい人、または医療や介護ケアチームと繰り返し話し合い、自分の希望や思いを伝えておくことが大切です。

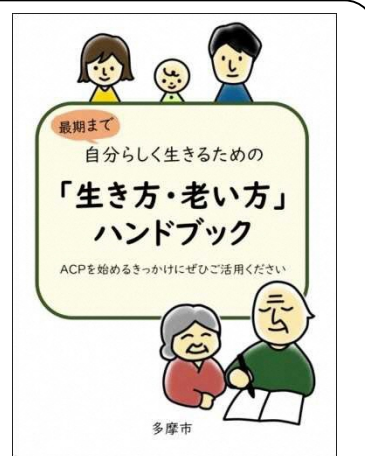
なかには、人生の最終段階について考えたくない方もいるため、アドバンス・ケア・プランニングを希望しない方には無理強いする必要はありません。ご本人の希望に応じて行うことが大切です。

在宅療養をすすめる上では重要となってきますので、本人の意思を尊重できるように、本人を取り巻く家族やケアの関係者が意識を共有していけるよう支援していきます。

○コラム ACP（アドバンス・ケア・プランニング）

ACPはその人それぞれの人生観や価値観、希望に沿った、将来の医療及びケアを具体化することを目標にしています。

厚生労働省が11月30日（いい看取り・看取られ）を「人生会議の日」とし、人生の最終段階における医療・ケアについて考える日としています。



エ ヤングケアラーに対する支援体制の強化

《▼子ども家庭支援センター・高齢支援課》

ヤングケアラーは、支援が必要な状況であっても表面化しにくい構造があります。学校や地域等の気づきによる早期発見が重要であるという意識を醸成するとともに、子どもが助けを必要とする状態になったとき、福祉・教育・保健医療などの関係機関が連携して、専門職によるアウトリーチ型の取組を進めていきます。

②かかりつけ医等の推進

《▼健康推進課》

医療の機能分化がすすみ、「かかりつけ医」「かかりつけ歯科医」「かかりつけ薬局(薬剤師)」の重要性が増す中で、医師会・歯科医会・薬剤師会・柔道整復師会等と連携し意識啓発を行うとともに、高齢者が身近な地域で気軽に相談ができる「かかりつけ医」等をもてるよう、医療機関の情報を提供します。「多摩市版地域医療連携構想」に基づき、必要なときに身近な地域で適切な医療が受けられるよう、医師会等とともに地域の診療所・病院等との医療連携を推進します。

③救急医療体制の充実

《▼健康推進課》

不測の傷病に対して、いつでも症状に応じた適切な医療が受けられるよう、初期救急を担う市は、二次・三次救急を担う東京都とともに消防署や医療機関等と連携し、救急医療体制の充実に努めます。また、初期救急や電話相談「#7119」の利用など救急時における適切な受診行動の周知の啓発を行います。

6. 高齢者の住まいや移動手段の確保

高齢者に配慮した多様な住宅の確保、様々な制度についての情報の提供・周知を図り、住み慣れた地域で安心して暮らせるよう配慮していきます。

(1) 住まいの確保の支援

① 高齢者向け住宅の充実

《▼高齢支援課、都市計画課》

高齢者が、それぞれのニーズに合った住まいで暮らせるよう、各事業主体による多様な高齢者の住まいについて、整備を促進します。

公的賃貸住宅の団地再生（建替えや大規模改修等）においては、バリアフリー等に配慮した住戸の確保を要請していきます。

国や東京都の計画・施策の動向等に留意しつつ、民間事業者によるサービス付き高齢者向け住宅の整備に関しては、「東京都サービス付き高齢者向け住宅整備事業補助金」の活用の際し、同補助金に係る基準を満たすよう促します。

高齢者集合住宅（シルバーピア）では、引き続き生活協力員による入居高齢者の安否確認や相談対応等の支援を行い、65歳以上の単身者や二人世帯の方が安心して生活できる住宅を維持運営していきます。

② 住宅ストックの活用

《▼都市計画課》

良好な住宅ストックを維持・改善するため、東京都や都市再生機構等、公的賃貸住宅事業者との連携により、バリアフリー化等の住宅ストックの質的な向上や、エレベーターが整備されていない場合には高齢者の低層階への住替えを促進します。

③ 高齢者のための居住支援の推進

《▼福祉総務課、都市計画課》

市営住宅の居住者が加齢・病気等によって日常生活に支障が生じた場合等に、空室の状況に応じて下層階に住み替える「住替え制度」を実施します。都営住宅においては、東京都に対して「住替え制度」の円滑な運用について要望を行います。

高齢者等が住み慣れた地域で安心して住み続けるための入居支援として、見守りサービス等を実施する「あんしん居住制度」（公益財団法人東京都防災・建築まちづくりセンター）や「家賃債務保証制度」（一般財団法人高齢者住宅財団）の普及促進を図るとともに、住宅確保要配慮者（高齢者、子育て世帯、低所得者、障がい者、被災者など）の入居を拒まない住宅として登録された「セーフティネット住宅」や「高齢者向けの優良な賃貸住宅」など賃貸住宅の入居に関する情報提供を行います。

また、住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進を図るために設置する「居住支援協議会」や住まいにお困りの方の相談窓口として設置する「居住支援相談窓口」や、同相談窓口の相談者のお部屋探しにご協力いただける市内の不動産店として登録された「多摩市お部屋探しサポート協力店」などにより、高齢者の賃貸住宅等への円滑な入居を支援します。

④福祉のまちづくりの推進

◀▼福祉総務課▶

高齢者・障がい者やけがをした人、妊娠中の人、子ども・外国人等、その人の置かれた状況や能力の違いにかかわらず、すべての人がはじめから利用できるように環境をデザインしていくことが、ユニバーサルデザインの理念です。多摩市では、その理念に沿って作られた「多摩市福祉のまちづくり整備要綱」及び「東京都福祉のまちづくり条例」に基づき、福祉のまちづくりを進めていきます。

⑤公共施設・民間施設のバリアフリー化の推進

◀▼福祉総務課▶

駅、店舗、医療・福祉関係、学校、共同住宅等、多くの人を利用する一定規模以上の施設においては、すべての人が安全で快適に利用できるように、「多摩市福祉のまちづくり整備要綱」及び「東京都福祉のまちづくり条例」に基づき、「バリアフリースイール」（多目的・多機能トイレ）の整備、階段の手すりの設置、段差の解消等、バリアフリー化を推進していきます。

⑥公園の整備

◀▼公園緑地課▶

高齢者等が安全かつ安心して気軽に公園を利用できるように、ユニバーサルデザインに配慮した施設整備を推進するとともに、地域の活性化につながる公園の新たな利活用を推進していきます。

（２）情報提供の充実

①住宅改造費貸付制度等の利用促進

◀▼都市計画課▶

分譲住宅の管理組合等が行う階段等の共用部分への手すり設置及び、段差解消等に必要なる費用を貸し付ける「マンション共用部分リフォーム融資制度」（住宅金融支援機構）や、同制度と連携した東京都のマンション改良工事助成制度、満60歳以上の方が、自ら居住する住宅にバリアフリー工事や耐震改修工事を施すリフォームを行う場合の「高齢者向け返済特例制度」（住宅金融支援機構）の周知を図り、利用を促進します。

②不動産担保型生活資金制度による支援の実施

«▼福祉総務課»

一定の居住用不動産（土地）を有し、将来にわたってもその住居に住み続けることを希望する低所得の高齢者世帯に対し、当該土地等を担保として生活資金を貸し付ける「不動産担保型生活資金制度」（社会福祉協議会）により、支援していきます。

（3）交通・移動手段の確保

①交通環境の整備

«▼道路交通課»

「多摩市交通マスタープラン」に基づき、公共交通の利用を促進するほか、高齢者を含む利用者のニーズに沿った公共交通網の実現に向けた取組を推進していきます。さらに「多摩市道路整備計画」に基づき、高齢者等が安全かつ安心して移動できるよう、歩道の整備・拡幅、ベンチや手すりの設置、段差の解消、無電柱化の推進等、ユニバーサルデザインの理念を踏まえて、人にやさしい道づくりを推進していきます。

②移動サービスの整備

«▼福祉総務課»

外出が困難な高齢者等の移動については、福祉有償運送に関わるNPO等の団体への支援などを通じ、福祉輸送サービスの確保を図ります。

多摩地域福祉有償運送運営協議会における助言・指導により、福祉有償運送の安全確保等を図ります。

«▼道路交通課»

高齢者が、被害者または加害者となる交通事故を防止するため、高齢者を対象とした講習会の開催、交通安全教育の実施や地域における交通安全意識の高揚等を図る啓発活動、及び運転免許自主返納制度の周知を、多摩中央警察署や多摩稲城交通安全協会等と連携して推進します。